

平成27年12月18日

関係者各位

一般財団法人海上災害防止センター
防災部業務一課

年末年始のHNS証明書発給業務に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊センターによるHNS証明書発給業務に関しましては、「HNS資機材要員配備・緊急措置業務約款」に基づき、(年間・限定年間・指定期間)証明書を申し込む場合、有効期間開始日の銀行営業日3日前(緊急発行の場合は銀行営業日2日前)までに、申込み手続き及びセンターへの証明書料金の入金を行っていただくこととなっております。

緊急発行(特別)の取扱要領については、別紙を参照下さい。

年末年始にかかる申込み受付・発給業務は下記のとおりとなります。

なお、平成28年度の年間証明書(平成28年4月1日有効期間開始日のもの)発給業務に関しては、1月中旬に弊センターホームページにより情報提供の予定となっておりますのでご確認下さい。

今後とも引続き弊センターに対し変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

【HNS証明書発給業務予定表】

平成27年12月26日(土)	休み
12月27日(日)	休み
12月28日(月)	通常通り
12月29日(火)	通常通り
12月30日(水)	通常通り <u>緊急発行(特別)指定日</u>
12月31日(木)	休み
平成28年 1月 1日(金)～3日(日)	休み
1月 4日(月)	通常通り <u>緊急発行(特別)指定日</u>

以後、約款に基づき通常運用

◇平成27年度スケジュール◇

証明書希望開始日が 次の日時に該当する場合	通常発行の申込手続き センターへの着金期限	緊急発行の申込手続き センターへの着金期限	緊急発行特別の申込手続き センターへの着金期限
12月28日(月)	12月22日	12月24日	—
12月29日(火)	12月24日	12月25日	—
12月30日(水)	12月25日	12月28日	—
12月31日(木)	12月28日	12月29日	12月30日
1月1日(金)	12月28日	12月29日	12月30日
1月2日(土)	12月28日	12月29日	12月30日
1月3日(日)	12月28日	12月29日	12月30日
1月4日(月)	12月28日	12月29日	12月30日
1月5日(火)	12月29日	12月30日	—
1月6日(水)	12月30日	1月4日	—
1月7日(木)	1月4日	1月5日	—

※「証明書希望開始」欄が赤字の日は、センター休業日につき証明書発行ができません。

※12月29日・30日につきましては、センター休業日ですが銀行が営業していますので、証明書発行に対応します。

HNS資機材要員配備証明書の緊急発行（特別）の取扱要領について

平成27年2月1日改訂

1. 「HNS資機材要員配備証明書発行に係る料金規程」（以下「料金規程」という。）第4条第6号に基づき、銀行休業日が3日以上連続する場合の各種証明書の申込み締切日の特例については、原則としてこの取扱要領の定めるところによる。
2. センターは、銀行休業日が3日以上連続する場合の各種証明書の申込み締切日について、「HNS資機材要員配備・緊急措置業務約款」（以下「約款」という。）第3条第2号但し書の「緊急に証明書の発行が必要な場合は、有効期間開始日の2日前」のほか、委託者が次の各号をすべて満足して、この取扱要領「3.」に定める「緊急発行（特別）指定日」に所要の手続きを完了した場合に限り、有効期間開始日の前日（銀行営業日に限る）に各種証明書を緊急発行する（以下「前日の緊急発行」という。）ことができる。
 - (1) 対象となる証明書は、年間証明書、限定年間証明書及び指定期間証明書とする。
 - (2) 各種証明書の前日の緊急発行の追加料金（外税）は、約款及び料金規程のとおり、年間証明書及び限定年間証明書については当該証明書料金の10%、指定期間証明書については証明書料金の50%とする。
 - (3) 委託者は、センターに「緊急発行（特別）指定日」の正午（日本時間）までに、当該証明書料金及び追加料金等をセンターの指定口座に振り込み、その着金をセンターに確認すること。
 - (4) 委託者は、当該証明書の発行後に、対象船舶が「特定海域に入域した日」を確認することができる書類として、外航船にあつては「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」第44条の「船舶保安情報の通報」の写し、内航船にあつては航海日誌の写し、その他対象船舶が特定海域に入域した日を確認できる書類の写しを、センターに遅滞なくファクシミリ等により送信すること。
3. センターが指定する「緊急発行（特別）指定日」は、原則として銀行休業日が3日以上連続する日の直近及び直後の銀行営業日とする。この「緊急発行（特別）指定日」の公表については、翌事業年度に備えて、センターホームページ等で周知するとともに、本取扱要領に記載する。
4. 「緊急発行（特別）指定日」の「前日の緊急発行」手続きは、ファクシミリにより行うこととし、希望者はセンターに電話連絡を行い、その指示に従うこと。
5. 平成27事業年度の「緊急発行（特別）指定日」は、次表のとおりとする。

平成27年	5月1日、5月7日、7月17日、7月21日、9月18日、9月24日、10月9日、10月13日、11月20日、11月24日、12月30日
平成28年	1月4日、1月8日、1月12日、3月18日、3月22日

附 則 この要領は、平成27年4月1日から施行する。